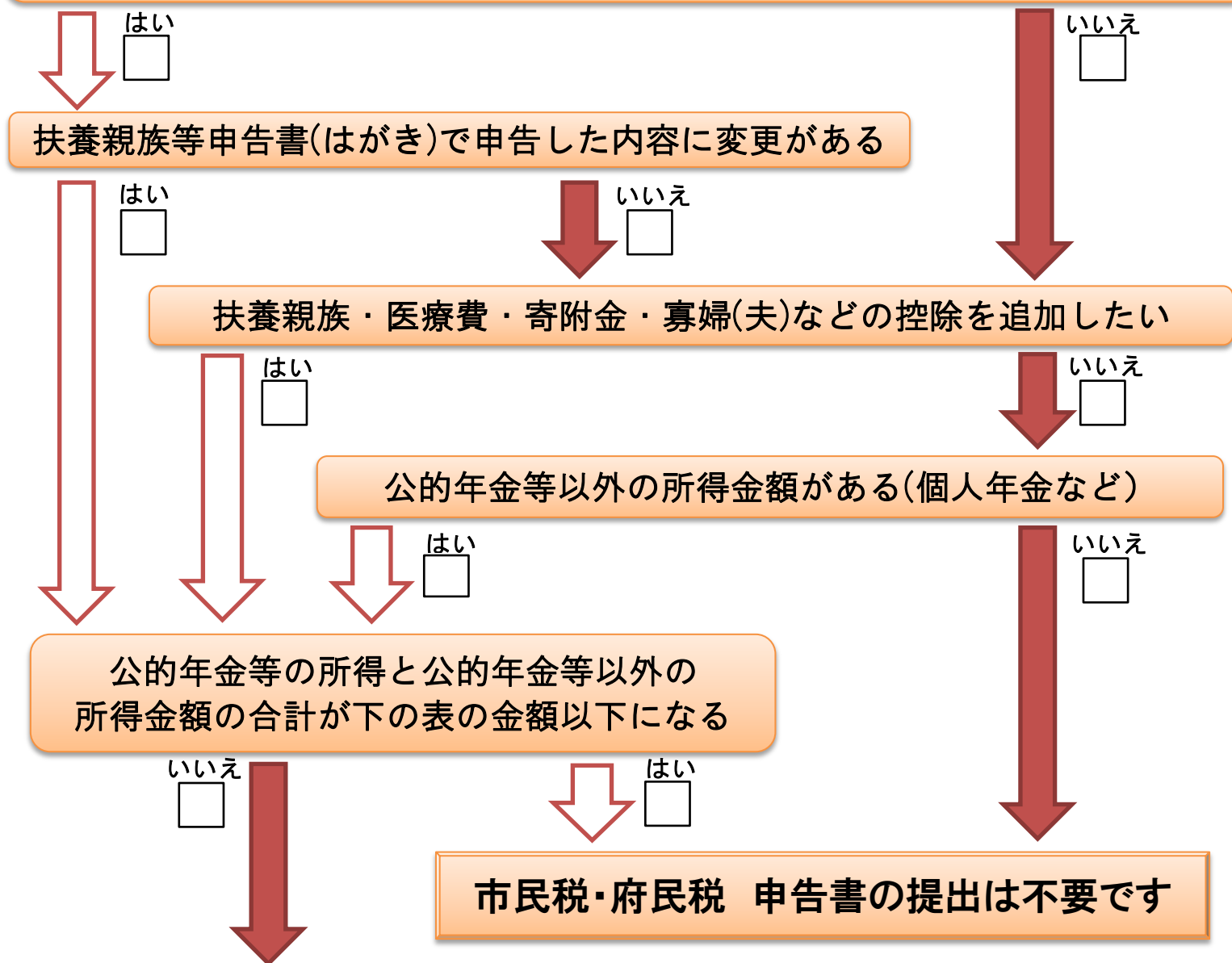


## 公的年金等を受給されている方で、 所得税の確定申告書の提出が不要となられた方へ

公的年金等の収入金額が400万円以下で、公的年金等以外の所得が20万円以下の方は、次のフローチャートにより市民税・府民税申告書の提出の可否をチェックしてください。

### 日本年金機構等に扶養親族等申告書(はがき)を提出している(※)

※老齢年金等が108万円(65歳以上の方は158万円)以上ある方が提出の対象です



公的年金等の源泉徴収票と他の所得金額や控除に必要な書類とともに  
市民税・府民税 申告書を市税事務所へ提出してください

### 《 個人市・府民税の非課税限度額 》

本人と扶養親族等の合計人数 <small>(扶養親族等申告書で申告した扶養親族等と本人の人数)</small>	65歳未満の方 <small>(昭和22年1月2日以後生まれ)</small>		65歳以上の方 <small>(昭和22年1月1日以前生まれ)</small>	
	公的年金等の所得と他の所得の合計金額	公的年金等収入のみの場合(収入金額)	公的年金等の所得と他の所得の合計金額	公的年金等収入のみの場合(収入金額)
1人	35万円	1,050,000円	35万円	1,550,000円
2人	91万円	1,713,334円	91万円	2,110,000円
3人	126万円	2,180,001円	126万円	2,460,000円
4人	161万円	2,646,667円	161万円	2,810,000円
扶養親族等申告書(はがき)で本人の障がい者控除を申告している場合	125万円	2,166,667円	125万円	2,450,000円